



不活化ポリオ予防接種について



対象者：生後3か月～7歳6か月になる1日前まで

この説明文書をお読みにになり、「不活化ポリオ予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

ポリオについて

(1) 病気の説明

ポリオ（急性灰白髄炎）は「小児まひ」と呼ばれ、わが国でも1960年代前半までは流行を繰り返していました。予防接種の効果によりわが国では、1980年を最後に野生株ポリオウイルスによる麻痺患者の発生はなくなり、2000年にはWHOは日本を含む西太平洋地域のポリオ根絶を宣言しました。2017年ポリオ流行国はパキスタン、アフガニスタンの2か国までになりましたが、2016年11月にはナイジェリアで4名のポリオ発生があり、ポリオに対する警戒は世界中で続けられています。これらの地域で日本人がポリオに感染したり、日本にポリオウイルスが入ってくる可能性があるため注意が必要です。

口から入ったポリオウイルスは咽頭や小腸の細胞で増殖します。増殖したウイルスは便中に排泄され、再びヒトの口に入り免疫をもっていないヒトの腸内で増殖しヒトからヒトへ感染します。ポリオウイルスに感染すると100人中5～10人は、かぜ様の症状があり、発熱、頭痛、嘔吐があらわれます。また、感染した人の中で、1000～2000人に1人の割合で手足の麻痺を起こします。一部の人は麻痺が永久に残ります。麻痺症状が進行し、呼吸困難により死亡することもあります。

(2) 不活化ポリオワクチンについて

これまで我が国は経口生ポリオワクチンによって、ポリオという病気の根絶そしてその状態の維持を行ってきましたが、100万人接種に1例前後とまれではありますが、重大な副反応であるワクチン関連麻痺を回避するために、平成24年9月からは経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへ変更しました。
（『予防接種と子どもの健康 2018年度版』より）

予防接種の副反応について

(1) 重大な副反応

- 1) ショック、アナフィラキシー様症状（頻度不明）
- 2) けいれん（1.4%）

(2) その他の副反応

- 1) 過敏症（頻度不明）…過敏症反応、発疹、じんましん
- 2) 注射部位の紅斑、腫脹、疼痛（10%以上）、発疹（10%未満）、硬結（頻度不明）
- 3) 易刺激性、傾眠、異常号泣（10%以上）、頭痛、（10%未満）、激越、錯覚（頻度不明）
- 4) 嘔吐、食欲不振（10%以上）、下痢（10%未満）
- 5) リンパ節症（頻度不明）
- 6) 発熱、倦怠感（10%以上）、筋肉痛（10%未満）、関節痛（頻度不明）

（2016年2月改定（第6版）不活化ポリオワクチン「イモバックスポリオ皮下注」添付文書



接種スケジュール

○生ポリオワクチンを1回も接種していない人

【初回接種】20日以上の間隔で3回接種（望ましいのは20日から56日までの間隔）

【追加接種】初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種

（望ましいのは1年から1年半の間隔）

○生ポリオワクチンをすでに1回接種した人

【初回接種】20日以上の間隔で2回接種（望ましいのは20日から56日までの間隔）

【追加接種】初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種

（望ましいのは1年から1年半の間隔）

○不活化ポリオをすでに1回～3回接種した人

合計4回となるよう残りの回数を接種

3回までは、20日以上の間隔（望ましいのは20日から56日までの間隔）で接種

4回目は、3回目から6か月以上（望ましいのは1年～1年半の間隔）で接種

※平成24年9月1日以前に国内未承認の不活化ポリオワクチンの接種を接種した人も、不足分を定期接種で受けることができます。

予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱している人（37.5℃をこえる場合）
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない人
- ④不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない人
- ⑤このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある人
- ⑥その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

＜疾病罹患後の接種間隔について＞

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他（風しん、水痘およびおたふくかぜ等）の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔をおいて接種します。その他のウイルス性疾患（突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等）に関しては、治癒後1～2週間の間隔をおいて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ⑤接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- ⑥接種後6日間は、他の予防接種は受けられません。

* 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

草津市健康増進課

☎077-561-2323

栗東市健康増進課

☎077-554-6100

守山市すこやか生活課

☎077-581-0201

野洲市健康推進課

☎077-588-1788